

# 台湾総督府の政策評価

## —米のサプライチェーンを中心に—

中嶋 航一

- 第1節 問題の所在と分析の枠組み
- 第2節 初期殖産政策：1904年～1929年
- 第3節 前期産業政策：1930年～1938年
- 第4節 後期産業政策：1939年～敗戦
- 第5節 総督府の政策評価と結論

### (要約)

本稿は、台湾総督府の経済政策の成功や失敗を政治的な視点やイデオロギーから分離し、日本統治期の台湾経済の実態と総督府の経済政策の内実を経済学の理論に加えて経営学の理論も援用しながら分析評価することにある。その理由は、①従来の研究が米作を対日移出の主要産品という日本内地経済との関係を重視した視点からのみ対象とし、そのため、いわゆる「米糖相剋」問題のような「日本中心主義」の課題の設定に偏りすぎていること、②総督府官吏が米作の価値連鎖をどのように認識し、具体的にその供給連鎖にどのように介入したのか、そこに経済合理性はあったのか否か、という視点による分析が少ないこと、③従来の研究が農業従事者の経営能力を過小評価しており、農業という産業を企業経営者の合理性の視点から捉える必要があるという点を確認するためである。この目的のため、本稿では米のサプライチェーンを中心に総督府の介入の理由と政策の評価を行う。

## 第1節 問題の所在と分析の枠組み

### 1. 問題の所在

本稿の目的は、台湾総督府（以下、総督府）の経済政策が日本統治期台湾の経済開発に果たした役割と効果を、経済学に加えて経営学の現実的な知見も援用しながら解明することにある。具体的には、米の生産流通経路をサプライチェーン（価値連鎖と供給連鎖）として捉え<sup>1</sup>、そこに選択的に介入した総督府の政策の有効性と限界を企業の経営管理の視点によって分析する。

サプライチェーンとは、企業による供給業務の連鎖のことである。企業経営者は産業革命以来、利益を最大にするために原材料の調達から加工・組み立て、そして物流・販売といった業務連鎖をうまく組み合わせて、価値連鎖の全体最適を図るために多くの理論と技術を開発してきた。

このサプライチェーンの経営理論を日本統治期台湾の経済開発の分析に応用するという手法は、いわゆる「帝国主義下の台湾」の経済を分析する従来の研究とは大きく異なるように思われるかもしれない<sup>2</sup>。しかしサプライチェーンの経営理論が教えてくれることは、企業（産業）が成立して発展するためには、米であれ砂糖であれ茶であれ、台湾のサプライチェーンが提供する商品を顧客（日本内地や欧米・アジアの消費者）が評価し、持続的にその商品に対して対価を払ってくれるよう価値連鎖を創造し充実させるしかないという視点である。経済学が教える市場の論理も同様である。

総督府の政策の有効性を米作のサプライチェーンへの介入と管理という視点で検証するという立場は、総督府の政策を①市場調査・研究開発、②資源管理、③生産管理、④販売流通の一連の業務連鎖の効率化とコーディネート能力、及び産業全体の価値最大化の成否によって評価する

ことを意味する。そのためサプライチェーンに関与する生産者（農家）、流通業者（仲買・土壠間・米商人・輸移出業者・倉庫業者等々）、台湾内外の小売業者と消費者、内地米市場・国際外米市場の価格情報・需給の動向に注目する。

また、総督府のサプライチェーン関与と管理の視点は、従来の農業従事者の経営能力を過小評価する暗黙の前提をとらないことも意味する<sup>3</sup>。即ち、総督府が進めた①ハードウェアのインフラ（水利・灌漑、道路・鉄道・港湾網等）と共にソフトウェアのインフラ（情報や技術、教育、制度や組織等）の整備、②その結果として誕生する現代的な市場と市場の失敗の問題、③経済活動に伴うビジネスリスクの教育と啓蒙、④自然環境による生産と価格リスクに対する総督府の管理と技術革新、⑤総督府のヒト・モノ・カネ・情報資源の制約、⑥日本内地との経済的競合と政治的交渉が、台湾農家や流通業者の利害損得の経営判断と経済的な行動にどのように影響を与えたのかを考察するということである。

その理由は、①従来の研究が日本内地経済を中心に台湾を捉え、そのため、いわゆる「米糖相剋」問題のような「日本中心主義」の課題の設定に偏りすぎていること<sup>4</sup>、②台湾島民に対して極めて少数の日本人技官や官吏しか持たない総督府は、台湾農民の不信と抵抗に対処し異文化コミュニケーションの難題を克服するため、台湾農民の経済合理性（動機）を尊重せざるを得なかったのではないかという視点が欠如していること、③台湾米の移出に対しては内地の農家や米商が激しい反対運動を繰り広げただけでなく、内地米市場では味覚的に内地米と遜色の無かった朝鮮米や安価な外米との激しい競合が存在したこと、そして米市場は相場が乱高下するハイリスクな市場であったことなど、総督府の米政策が整合的に関連づけられていないこと、④総督府が行った米作に関する技術革新の理由とその影響に対する分析と評価が少ないこと、⑤島内市場が狭隘のため台湾農家は生産物の販路を常に海外に求める必要があり、きわめて経済合理的な行動を要求されるという台湾経済に特有の制約が考慮されていないこと<sup>5</sup>、等である。

## 2. 分析の枠組み

総督府の米に対する政策を時系列的に理解するために、図1に内地生産量と外米・朝鮮米・台湾米の内地の移輸入量をグラフ化し、米の帝国内分業<sup>6</sup>を図2のような概念マップとして提示する。戦前日本の米穀政策は、明治初期より1930年代初期の長きにわたり内地の米消費を充足するため外米の輸入に依存<sup>7</sup>しており、この外米依存から脱却するために台湾米と朝鮮米の移入による帝国内分業を推進したことを前提にする必要があるためである。

図2は、台湾米のサプライチェーンの利害関係者にとって、内地農家や米商、外米や朝鮮米の生産者や輸移入業者・米商等々は全て内地消費米市場における競合相手であるという経営的な視点を意図したものである。この米の帝国内分業という枠組みにおける競争を前提に、台湾米のサプライチェーンはどのように構成され、どのような変化を遂げたのか。そして総督府のサプライチェーン介入の理由と方法、及びその影響を考察する。

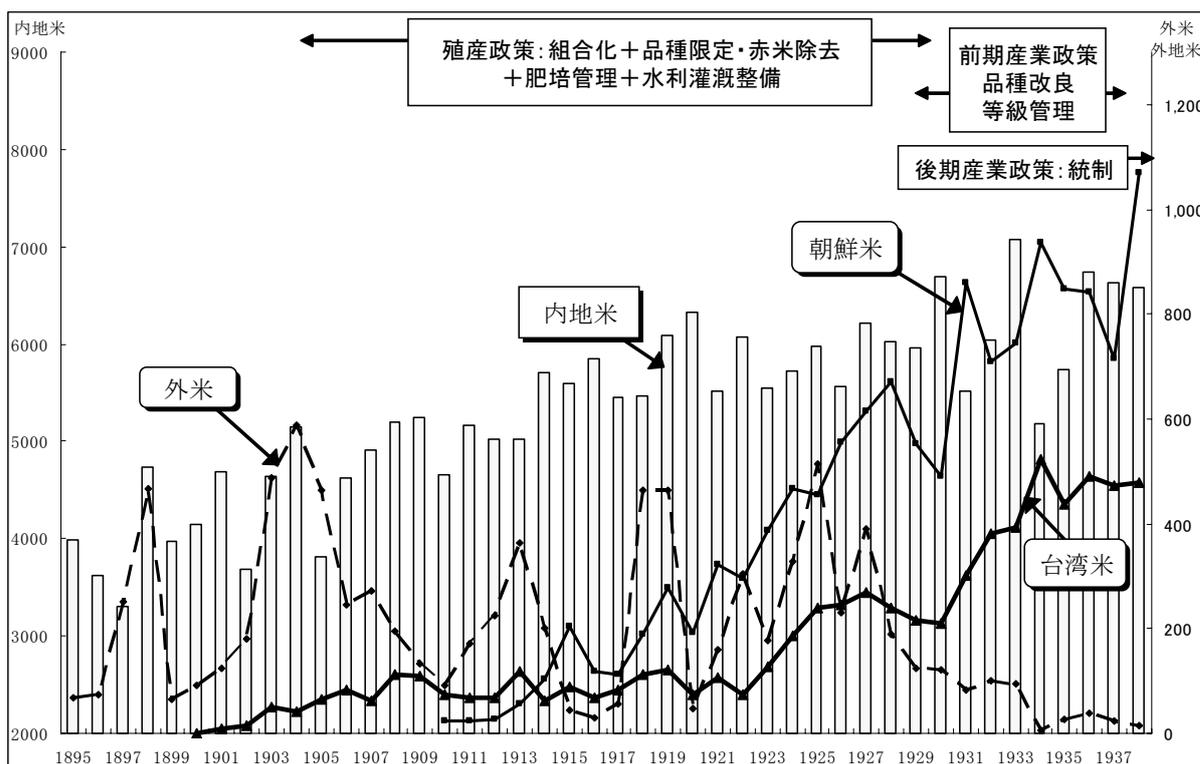


図1. 米の帝国内分業：データ（単位：万石）<sup>8</sup>

なお、本稿では総督府の米政策を①初期殖産政策（1904年～1929年）、②前期産業政策（1930年～1938年）、③後期産業政策（1939年～敗戦）に分ける<sup>9</sup>。また、通常の総督府統計に加えて、秘扱い（非公開）とされた総督府関係官吏等の各種会議の議事録での発言を参考にして、実際の政策に関与した関係者の思考と政策の意図を明らかにしたい<sup>10</sup>。

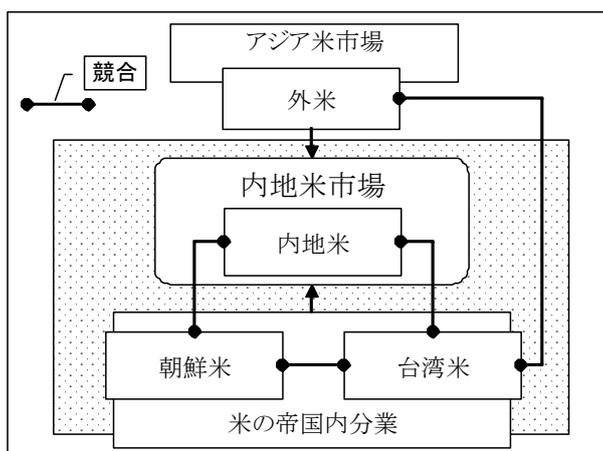


図2. 米の帝国内分業：概念マップ

## 第2節 初期殖産政策：1904年～1929年

### 1. 初期殖産政策の特徴

日本領有以前、台湾の米作は既に対岸中国へ余剰を販売できるほど米産地として発達していたため<sup>11</sup>、総督府の殖産政策において砂糖や樟脳と同様、米作も最初から日本内地の経済利益に合致するような基本方針が設定されていたと考えられがちである。例えば、1901年の児玉総督の次のような産米増殖の演説がよく引用される<sup>12</sup>。(以下、引用の下線は筆者)

現今本島に産する所、米を以て第一とす。然れどもその廣潤なる水田は気候風土の天恵を有するにも拘らず、水利未だ洽ねからざる為、收穫する処は、其の地積の廣きに似ず、尚甚だ少量にして品質又賤劣なり。…若し水利を通じ耕作を慎まば、其の穫る処をして現今所量の三倍ならしめんこと敢て難しとせず、是に於て細民三餐に飽き尚ほ剩す処を以て之を海外に輸出するに於ては蓋し貿易品の太宗たるを失はざるべし

しかし児玉の上記の演説で注意しなければならない点は、水利整備によって増産する米は、「海外」即ち対岸中国への輸出を前提にしたものであるということである。つまり当初の総督府当局にあっては、台湾を日本内地の食糧基地にする発想はもともと無かったのである。その理由の一つに、上記の児玉の演説にもあるように、台湾在來の米はインディカ米で細長くパサパサしているため、当時の日本人にとっては「品質又賤劣」と思われ、内地で需要されることはないと考えられたからである<sup>13</sup>。

領有当初の台湾米の生産統計は不詳であり信用できないが、1899年の米の生産高はおよそ200万石強、そのうち輸出30万石強の殆どは対岸中国へ輸出されていたと記録されている<sup>14</sup>。また台湾米の内地移出は、児玉の演説に先立つ1898年頃、日本人米商の津坂鹿次郎によって試験的に移出されたのが最初の取引と言われている<sup>15</sup>。しかし当時、台湾人の米問屋ですらわずかに2、3軒しかなく、三井物産が台湾米に手を染めたのもその2、3年後のことである。日本内地の米消費市場を意識した、いわゆる「台湾米の対日移出」の活動は、総督府であれ民間であれ当初台湾にはほとんど存在していなかったことが理解される。

しかしこのような状態を大きく変えたのが日露戦争(1904-05年)前後の内地の凶作と軍用米の台湾調達、及び三井や大倉等の政商の買い占めに刺激された台湾米の対日移出の急増であった<sup>16</sup>。この日露戦争による台湾米の調達によって、台湾農家は思いもよらない利益を手にしたのである<sup>17</sup>。

日露戦争終了後も対日移出は大きく減少せず、1908-09年のように時として100万石を越えることもあり、平年も70万石前後が移出されるようになった。しかしその結果、台湾米の移出取引を行う者が続出して様々な問題を引き起こした。即ち、内地に自由に移出された米とは、当時千何百種と言う種々雑多の品種の米を混交したものであり、更に稗や小石・砂などの夾雑物が混入されたり黴が発生したりと、移出先の内地市場で大きな問題を起こしたのである<sup>18</sup>。そこで移

出米の検査を施行する必要に迫られた総督府は、急遽、台湾米の対日移出に関する検米規則を制定することにし、1906年頃より米種限定と赤米除去事業を開始することになった<sup>19</sup>。

以上のように、米に関する総督府の初期殖産政策は、内地米の凶作と日露戦争が引き起こした突然の内地の食糧需要に台湾人が敏感に反応し、その結果、粗悪品乱造による商品価値と信用の失墜（市場の失敗）が引き起こされたために、総督府が対応（政府の介入）せざるを得なくなって始まったというのが真相である。

この米種限定事業とは、内地ジャポニカ種のような丸形の形状を持った品種のみを限定・選択して改良を加えるという、いわば内地種米のコピー政策である。例えば臺北州の花螺系の短廣という品種は丸形でその形状が内地米に酷似していたので、改良が加えられて内地に移出された。しかし総督府によるこのような市場介入は、対岸中国への米の輸出と同様の商習慣（市場のルール）を前提に行動していた農民と移出業者の強い抵抗に遭うことになった。日本人の目から見ると台湾米は「善悪、長短、細太、大小、黄、白、赤、雑然として混淆し之を商品として見る時極めて劣悪のもの」<sup>20</sup>であったが、従来、対岸中国に搬出していた時には特に問題とされなかった品質や商習慣の見直しを強制されることに対する不満は大きかったと思われる。

また台湾の農民は既に見られた甘蔗改良事業と同様の制約を心配して、「米も改良後に於て甘蔗の如く會社を設け買収せらるる」とか、或いは「改良品種限定の暁には希望の品種を栽培し得ざるや」と反対し、米商達は「台湾米の形状を内地米に近からしむるは、之を対岸輸出に不適當ならしむるものにして、改良にあらざるのみならず、寧ろ改悪にあらずや」と反発した。そこで総督府はこの米種限定の施策を実行するために警察官を動員し、強制的に「改良種籾の採取・蕃殖からその交換・配布・挿秧に至るまでの総ての作業」を、「當該地域内の農家全部に就て、而して一斉に、組織的な指導を與へ、嚴重な監督を実行することによって強行」<sup>21</sup>せざるを得なかったのである。

しかし米種の品種限定と改良政策は、蓬莱米が登場して台湾農民の自主的な種子の選定が行われるまで困難を極めた<sup>22</sup>。その理由は、米は土地と気候に適応する範囲が狭いため、特徴がよくわからない改良種米を植え付けることには大きなリスクを伴い、また新たな耕種法の技術と知識を必要とする。故にそのリスクと新たな負担を補うだけの価格差が改良米と在來種の間になければならないし、改良米に対する需要の補償（内地の台湾米に対する継続的な食糧需要）もなければならぬ。つまり警察権を背景にした強制的な市場介入によっても失敗したのは、需給と価格機能という市場原理に総督府であっても逆らうことができなかつたからである。

以上のような台湾米を取り巻く初期条件によって、総督府の米作に関する初期政策は、①米種改良②水稻二期作奨励③共同苗代④密植奨励⑤稗拔奨励⑥緑肥奨励⑦病虫害駆除予防⑧堆肥奨励⑨肥料共同購買⑩農業倉庫⑪米穀検査⑫優良器具の奨励等を中心に行うことになった<sup>23</sup>。①の米種改良は1906年より赤米除去を中心が始まったが、結局、品種の限定などは大正末期に蓬莱米が出現するまで成功していない。⑩の農業倉庫の設置は、台湾が多雨多湿のため産米の乾燥不良が頻発し、更に土壟間が未乾燥の玄米を販売するために移出米が長期保存に耐えず商品価値を下げる問題に対処したものである。総督府は人工乾燥糶摺り調製機械を完備する農業倉庫を設置し、

米穀の共同保管・共同販売と証券発行による金融融通も実施した。⑪は日露戦争による対日移出の増加と事故米の頻発により、総督府は1904年より内地移出米の検査を開始した。その後、1911年に制度を改正し、移出米に加えて島内搬出米全般にわたる検査を施行した<sup>24</sup>。

以上のソフトウェアのインフラ整備と補完的なハードウェア整備としては、1901年公共埤圳規則の公布と1908年官設埤圳規則の制定により開始された水利灌漑事業、1921年の水利組合令の制定と桃園大圳(1924年)・嘉南大圳(1930年)の完成、土地改良事業と畑地拡張改良事業等であり、耕地面積88.6万甲のうち灌漑排水面積は56.6万甲に達した。

## 2. 初期殖産政策における総督府官吏の思考

総督府の殖産政策に実際に携わった官吏達がどのような考えを持って初期台湾の経済開発を遂行しようとしていたのかについて、1911年4月10日に開会した殖産主任会議の議事録『殖産主任会議々事速記録』(以下『速記録』)を参考にして明らかにする。

まず「商取引慣習中打破すべき舊慣及其実行方法如何」と言う議題では、日本統治以前から行われてきた台湾の商取引の習慣、即ち市場のルールは、軽々しく変更することも容易に打ち破ることもできないという認識を総督府事務官が述べてから議論が始まる<sup>25</sup>。

○番外(立川事務官)此商習慣と言ひまするのは、各地の經濟的事情其の他種々なる關係から發達し來たつたものでございまして、詰り其の地方に取つては最も好い所の習慣であるべきよう當然でございましてからして軽々敷く之を變更し若くは打破ると云ふやうなことはなかなか是は容易に出来ませぬ、出来得べくんば、此商習慣なるものは重んじて益々助長させて行かなければならぬ

このような理解に立って、台湾の従来の米の取引がどのようなものであったか、この『速記録』には興味深い事例が多く上げられているので一部引用する<sup>26</sup>。

○五番(重栖宜蘭廳殖産主任)廳下の商業は多く戎克に依つて媒介を受けて居るやうな次第でございまして、それが為米の如きは運送途中に於て…水を掛けて容量を殖やし、さうして米を抜くと云ふやうな最も悪い習慣があります…、商習慣の打破と云ふことは容易に着手が出来ない、…所が丁度當業者に於きましても弊習を認めましたものと見へまして殊に戎克船の同業組合を設けて商習慣の改良を図ると云ふ計画を立つた者がありました、米に關係を持って居る同業者の組合が先年來出来て、宜蘭米同業組合に加入して居る所の者が、輸送の方法を改良する為に、輸送する前に積方の検査を受けて港を出るやうにしたのでございまして、…さうして米に關しする舊慣をさう云ふ方法で打破することになりましたが、一方の代金徴収法も他の貨物に對しましては戎克輸送組合と云ふやうなものを同業者が設けまして、其の組合が運賃を代わって取り立てて遣る

この発言に見られるとおり『速記録』に一貫して観察されることは、当時の政策担当者は市場への介入方法として「同業組合」を利用することを考えていたのが特徴的である。この前提にあるものは、たとえ国家権力を背景にしても、そして政策担当者の目から見て「米袋に水をかけて容量を増やしたり米を抜いたりする」詐欺行為であっても、人々の長年の商習慣（市場）のあり方（ルール）を変えるのは容易ではないという認識である。そこで政策担当者の市場介入の手法として、生産・流通業者それぞれが同業組合を作り、内部でお互いに合意できる規約を作り、更に規約に基づいてお互いを監視・制裁（モニタリング機能）することによって旧来の商習慣の弊害を矯正させ、当局は外側から指導や方針を与えたり、同業組合間の調整役（コーディネート機能）を受け持つというやり方が、この時期の総督府の市場介入の特徴となっている。

この同業組合を創設して同業者内部で問題の解決や利害の調整、監視・制裁を行わせる手法（コストの内部化）は、もちろん現在の日本の産業政策にも典型的に見られるものである。しかしその採用理由は、いわゆる現代的な所得分配上の利害の調整機能として発生したものではなく、当時の政策担当者にとっては実際統治上の切実な必要性から産まれた市場の管理・介入手法であったと思われる。即ち、①台湾の人々の商習慣を管理・監督するだけの日本人官吏の絶対数が圧倒的に不足していたこと、②もともと外来の日本人に対する不信や憎悪に加えて、言葉や文化の相違から、日本人官吏は台湾人同士の紛争解決の仲介役足り得なかったこと、③農村支配の補助機関として農会の設置が有効に機能した経験があったこと<sup>27</sup>、などが考えられる。

また『速記録』には、台湾にまだ近代的な市場が成立していない当初から、社会インフラの整備が人々の非合理的な旧慣を変えることができることを総督府官吏が認識していた事例をみることができる<sup>28</sup>。

○二十七番（田村澎湖廳庶務課長）此に漁業者と仲買人との間に従来妙な慣習があります、それは仲買人と言ひますのは魚販と称へて居りますが、此魚販が或る漁業に従事して居る者に対して十年若くは二十年或は先代より取引をして居ると云ふ慣例がありますので、其の起源を尋ねて見ますと詰り漁業者に向つて十円なり二十円なり船を造る時分に資金の一部を貸した、其の貸借をする時に方つて約束をする、…其の金を貸すに付ては必ず御前の取つた獲物は外に賣つてはならぬ、私の所に必ず持つて来いと云ふ約束が前にしてあります、…近来段々外に持つて行つて賣りたいと云ふ考からして、…御前から借りた金は幾らであるから返す受取つて呉れと、其の契約を打破らうとしても魚販と云ふものは承諾しない、…自分勝手に外の店に持つて行つて賣らうと云ふことに付ては他の同業者との約束があるから其の者の魚は外の店で買はない、勢ひ已むを得ず前に契約をして居る者と矢張り取引をして、…内地人としましても今日の場合では容易に其の方へ手を出さない、矢張り手を出し掛けました所が其の魚の販路が十分でないで、到底今手を出しても仕方がない、若も販路が拡張されて幾ら買ひ占めてもどんどん、買占めたものを賣り出すと云ふことになりさへすれば、さう云ふ習慣に拘わらず手を広げて借金のあるものに返させ、借金を始末して買はうと云ふ考を持つて居る者があるやうです、…詰り販路を拡張しますれば、必らずそれに伴つて弊害と云ふものを打破することが出来ると云ふ

ことを廳では認めて居ります、…南部方面に特別な航路を開いて鮮魚生魚を特別に運搬するやうにして願ひたいと思つて居ります、特別航路でも出来ませぬとさう云ふ習慣を打破しましても何処に持って行って賣ることも出来ない事情があります

この事例が示唆するように、港湾や航路・鉄道・道路などの社会的インフラの整備は、人々の移動できる経済空間を拡大させて新規市場へのアクセスを可能にし、旧来の孤立的ローカル市場の旧慣を根本から変える可能性があるという認識を総督府官吏が持っていたことがわかる。つまり、漁民と仲買人の経済関係に直接介入して両者の支持を得られるようなミクロ的政策は困難であるが、新しい技術と社会資本のマクロ的導入が造りだすより大きな市場の登場は、旧来の血縁・地縁と社会資本の基盤の上に成立していた商習慣や商売の仕方を陳腐化・非効率化させて、新しい商習慣を形成する新しい社会・文化的な関係を自発的に当事者に模索・構築させる働きを持つということである。

先に五番（重栖宜蘭廳殖産主任）の発言で見られた米取引の不正も、結局、鉄道輸送の進展によって戎克船の利用が無くなって、自然に旧来の商習慣は消滅してしまった。即ち、経済開発初期における社会インフラへの投資は、単に所得分配の剰余の還元とか市場の失敗を補正すると言った教科書的な働きよりも、市場のあり方（経済ルール）そのものを根本から変える作用があることが理解される。特に道路・鉄道網や定期航路の整備は、従来の空間的かつ情動的に孤立していた台湾主要都市の市場をつなげることになり、商業機会の拡大と競争原理に伴う経済資源（人・モノ・カネ・情報）の活発な移動をもたらすことに成功した。その結果、台湾内外の情報網の拡大と自由な物産の流通によって、初めて需給による価格が市場によって決定されるという、近代的な市場原理が形成される効果を持ったのである。

### 3. 初期殖産政策における米のサプライチェーン

次に台湾米のサプライチェーンを概観し、総督府の介入ポイントを解説する<sup>29</sup>。図3は初期の島内取引から蓬莱米が出現した昭和初期の流通経路を簡略化したものである。この図3より、上述した総督府の初期殖産政策の介入は、全て生産部門と対日移出時の品質管理に限定されていることがわかる。島内流通部門に関しては、せいぜい同業組合を結成させて利害調整とモニタリングの取引費用を内部化させることしかできていない。その理由は、台湾米の島内流通と内台間の取引は、内地米市場の需給予測に加えてアジア米市場の状況に依存した外米との競合、朝鮮米の移出量の動向、そして内地農会と米商による政治的圧力への対処など、極めてハイリスクなビジネスであったからである。

即ち、蓬莱米以前から台湾米は自由売買と思惑売買の対象であり、内地やアジア米市場の豊凶にあわせて投機売買を繰り返した多くの台湾の米商・農家・仲買人・問屋・移出商の栄枯盛衰の繰り返しであった。例えば1923年には一大移出業者の岩崎商業が破綻し、1927年には内地米商に対抗した泉和組の蓬莱米買い占めの失敗と台湾米商の中心的存在であった本島人米商の瑞泰合資会社の破綻が象徴的である。総督府は何度かこの部分のサプライチェーンに介入しようとした

が、そのたびに痛い目に遭っている<sup>30</sup>。

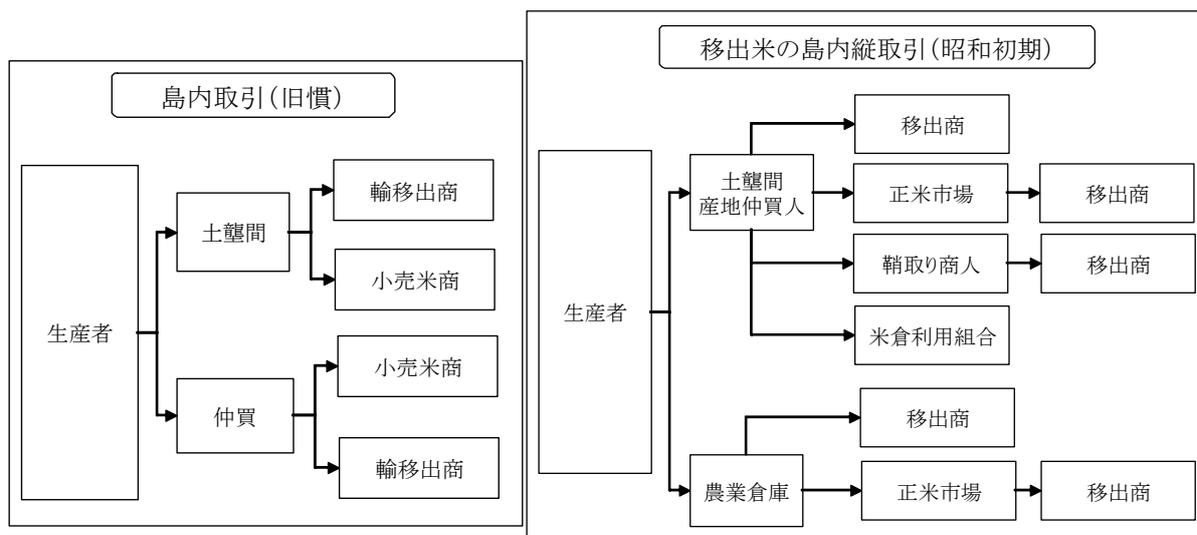


図3. 台湾米のサプライチェーンの変遷

ところが蓬莱米の出現は、在來米以上に台湾米のサプライチェーンをより投機的なものにすることになった。その理由は、①蓬莱米は内地の需給が逼迫している端境期に出荷されるので、内地米の生育状況の情報に敏感に価格と搬出数量が反応すること、②朝鮮米はその量の多さと標準化された品質（等級）のために基本的に実需取引の対象になるが、蓬莱米は混米用や補完米として扱われるため思惑売買の対象になりやすいこと、③内地正米市場が現物授受の市場のため、蓬莱米や丸糯米は先物ニーズの代用品という役割に加えて思惑や投機によるギャンブルの対象として扱われたことによる。

蓬莱米の島内のサプライチェーンにおける投機的特徴を、図3の通常の縦取引に対応して横取引（仲間取引）としてグラフ化したものが図4である。既に生産部門から地主・小作を問わず多くの農家がギャンブルに荷担をしており、仲手、土壟間や米商・移出商同士の横の関係間で「仲間取引」による空買い・空売り・転売・買い戻しによる差金決済、そして純然たる博打勝負の売買が繰り返されていた。総督府には、このようなハイリスクの流通部門に効率的に介入して、部分的にも最適な経営管理を行うだけの知識もノウハウも人的ネットワークも持ち合わせていなかった。

この総督府の限界を明らかにする良い事例は、図3や4にある正米市場の扱いである。台湾の正米市場は、内地の米価高騰や米騒動などに便乗した台湾内の投機的な売買の弊害を抑えるため、総督府が1921年末に「臺灣正米市場規則」を發布し、紆余曲折を経て1924年に許可し開設に至ったものである<sup>31</sup>。当初、総督府は正米市場の役割を実需取引に限定するため、市場規則43条「市場内の取引は、転賣、買戻、精算其の他何等の名義を以てするを問はず、現物の授受に依るの外、其の決済を為すことを得ず」を制定して投機的売買の是正にあたった。しかしその結果、島内流通業者はもちろんのこと生産農家も正米市場に参加せず、正米市場は翌年には休場に追い込まれることになった。

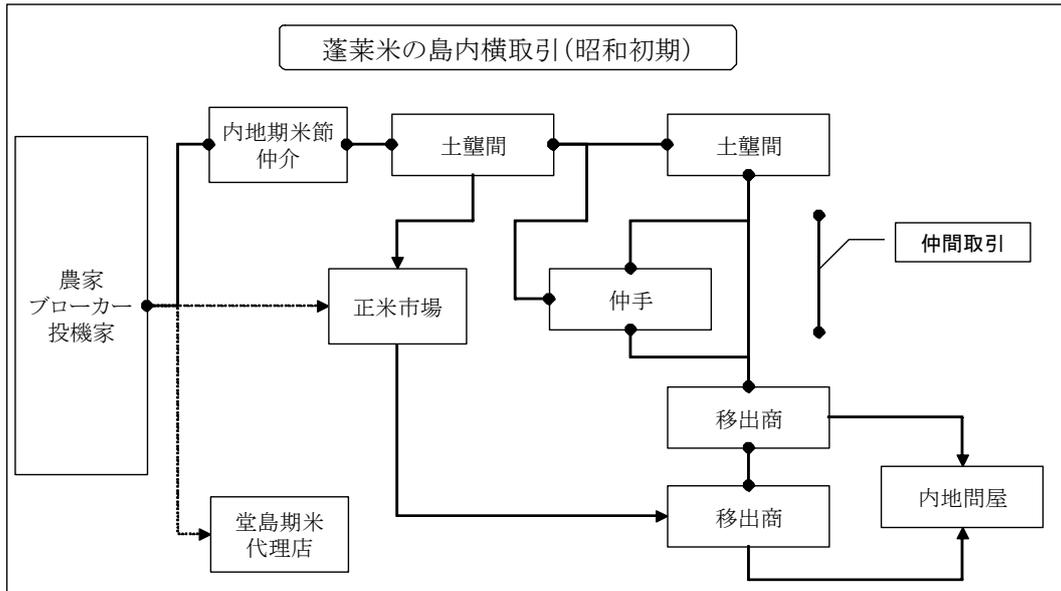


図4. 蓬莱米のサプライチェーンの投機的特徴

しかし前述した 1927 年の瑞泰の破綻は台湾米のサプライチェーン全体を揺るがしかねない衝撃を与えたため、総督府は 43 条の不履行を黙認という形で受け入れ、1928 年 6 月より市場を再開した。この総督府黙認とは、市場取引の内容を非公開にするというものである。その結果、実米移出と思惑が一体化していた台湾米が、正米市場という思惑市場の実現によって実米移出が思惑の対象から不完全ながら切り離され、堅実な移出商の手に帰することになった。更に米穀代行会社の設立による売買取引の担保（市場の信用向上）と、移出米中心の市場の価格機能が有効に機能するようになり、市場参加者の増加と紛争防止やモラルハザードの抑止なども可能になった。これが正米市場の取引が活性化した理由であり、大正の移出米商最盛期には 256 名もの本島人中心の業者（日本人は 20 数名）が昭和に入ると三井物産・杉原商店・加藤商店・三菱商事、他 10 数名に減少した理由である<sup>32</sup>。

### 第3節 前期産業政策<sup>33</sup>：1930年～1938年

#### 1. 前期産業政策の特徴と総督府官吏の思考

総督府の前期産業政策において最も重要な蓬莱米の登場とその対日移出の成功について説明する。従来の研究では図1のような蓬莱米の移出統計を見て、1922年頃に蓬莱米が登場したら自動的にその対日移出を増加させ、その結果「糖米相剋」問題が激化したといった議論を展開してきた。確かに最初の5年間を見ると蓬莱米の対日移出量は急激に増えているが、朝鮮米や外米も同時期大量に内地市場に入ってきたことを考えると、とりわけ蓬莱米が内地米市場に受け入れられた訳ではない。その証拠に、1920年代後半の蓬莱米の生産も対日移出も伸び悩んでいることに注目しなければならない<sup>34</sup>。

実は蓬莱米の初期品種の主力であった中村では依然として食味の上で朝鮮米<sup>35</sup>に太刀打ちでき

ず、また昭和に入ると稲熱病の甚大な被害にあつて蓬莱米の生産量を増やすことができなかつたのである。即ち、蓬莱米の初期品種は①稲熱病に対する抵抗力が弱かつた、②米質が軟弱で長期の貯蔵に堪えないため移出中に事故米を頻発した、③南部の気候に適合する良品種がなかつたため、南部の農家は島内消費米として在來種米を栽培せざるを得なかつた、④農民の知識の向上と通信設備の完備により、各種米価の趨勢によって内地種米、在來種米、丸糯米の作付け調整を行うという投機的傾向が強かつた、⑤等級制度が未整備で土壟間の支持を受けられなかつた、⑥人気品種の純系統がインチキによって雑種化して信用問題を起こしていた、等の課題を抱えていた。

以上の蓬莱米導入時の状況を前提に、先の殖産主任会議から約 20 年後の 1930 年 11 月に開催された会議記録『臺灣総督府臨時産業調査會會議録』（以下『會議録』）を引用しながら、米（及び糖業）による台湾経済の開発に限界を感じていた総督府関係者の当時の議論と認識を明らかにして、前期産業政策の特徴を分析したい。

会議は石塚英蔵総督の次の発言より始まる。「産業諸般の組織を整備し経営の合理化を図り以て既存産業の堅実なる発展と新規産業の興隆を期せねばならぬと思料するのであります」。この石塚の発言は、「既存産業」の砂糖と米が、①砂糖の過剰生産にも拘らず原料費高のため輸出競争力もなく、補助金を付けて内地市場で捌くしか途がない糖業政策の行き詰まりの打開が必要であつたこと、②蓬莱米の登場にも拘らず、実は朝鮮米と比較して依然として内地での評価が低く、そのため一方で蓬莱米の改良による移出増加策を必要としながら、他方で対日移出の増加が内地の米生産者を圧迫することになる矛盾への解決策を模索していたこと、そして③「新規産業の興隆」、即ち農業以外の台湾の「工業化」を推進する「産業政策」の必要性があつたことを背景にしている。

まず『會議録』に明らかな点は、総督府官吏にも米作関係者の内地人にも、いわゆる内地日本のために台湾を搾取し犠牲にすると云つた「日本帝國主義的植民地」経営の発想をこの時点で見ることはできない。以下、彼らの発言を引用する。

○赤司委員 朝鮮の増産米計画書並に臺灣の産米改良増殖に依つて臺灣から二百五十万石と云ふ大量が内地に移出することが出来るやうになりましたことは同慶に堪へない次第であります、此増殖の計画に依りますと二十年後には千四百万石と云ふ二倍強の多量になるのであります、…二百四十万石を内地に送られると云ふことは金額に於ては、…五千万円になると云ふことは臺灣としては非常に結構なことであります。母國は之に應じて相當の脅威を受けることと思ひます、…併しながら…臺灣としては臺灣だけの考へとしては之はもう何うしても天恵と云ふものがありますから年に二回穫れる併し北海道とか若しくは東北等に比較しましたならば非常に差がある詰り臺灣が良くなるだけは内地の農民が脅威を受け其の邊を充分に御參酌されまして此計画を遂行されると云ふことになれば私は誠に結構だと思ひます<sup>36</sup>

実はこの会議の時点、即ち 1930 年は非常に重要な時期に当たっている。日本政府は世界恐慌が深刻化する中で緊縮財政と産業合理化を志向したが、1930 年は内外地で同時に豊作となつて米

価が暴落し恐慌状態の内地農家を救済する必要に迫られていた。従ってこの時点での総督府及び関係者の米作の方針に関する認識と対応は、日本帝国全体の経済構造（帝国内分業）にも大きな影響を与えることになるのである。

さて、蓬莱米が登場してから 10 年近くなるこの会議の問題は、次の辜顕榮<sup>37</sup>の発言で見られるように、単なる蓬莱米の産米増殖の問題ではなく、蓬莱米の品種が既に雑種化し、品質上の問題を抱えて対日移出が思うに任せなかったという点にこそあった<sup>38</sup>。

○辜委員 品質改良に対する提案であります、…現在蓬莱米の品種は非常に雑種類に流れ居るを以て取引上品位の統一を缺き市場に於ける商品価値を失墜し居ることは見遁すべからざる事業なり、若し夫れ朝鮮米の如く或る程度迄統一を保つ事が出来得たりとせば賣買取引の上に於て非常なる利便を得らるのみならず價格も其の品位に対する限度迄進められ有利に取引が行はれるものと思せらる、依って目下多種多様の品種を或数種の適品種に限定さるることを希望し尚ほ臺灣は一般に温度高く米の乾燥問題に連れて屢々事故を惹起したる事実に徴し蓬莱米が貯蔵耐久力に乏しきは大なる缺点なりとす、故に未だ内地期米の受渡代用に採用されず依然として不利の立場に立脚し居ることは遺憾至極なり<sup>39</sup>

ここで辜顕榮が問題にしている内地定期米<sup>40</sup>の受け渡し代用とは、蓬莱米を内地の標準米と同様に先物売買の精算の代用米として採用されることを意味している。台湾の米関係者にとって長年の悲願であるこの問題は、朝鮮米が当初より代用米として採用されて対日移出を激増させたこと、また内地凶作により大正元年から 3 年間、台湾米が定期受渡代用となったとき、思惑売買によって仲買人や移出米商が大いに儲けたこと、また 1914 年に代用が廃止となるや台湾米の大量の停滞米（在庫）処分が必要となり、多くの米商が倒産した経験に基づいている<sup>41</sup>。

しかし明治末から大正初期の内地凶作による米価暴騰に対処するため、日本政府が台湾米を米穀取引所の受け渡し米代用として採用したのは、当時の台湾米の品質が劣悪であったからこそ利用価値があったのである。つまり、品質粗悪の台湾米を取引所の代用米に強制すれば、そのために内地の正米相場の高騰を抑制する作用を果たしたからである<sup>42</sup>。故にもともと米価高騰を歓迎する内地米商と米作農家の反発は激しく、1914 年の代用廃止まで猛烈な反対運動を展開してきたというのが歴史的事実である。

## 2. 前期産業政策における総督府の役割

総督府は産米増殖政策の継続が内地農家を圧迫することを知りながら、蓬莱米の対日移出を増加させる政策を実行に移した<sup>43</sup>。まず初期殖産政策の品種限定と品種改良を推し進め、遂に 1931 年に臺中六十五號と愛國の開発に至った。この愛國は、食味の良い旭（現代のササニシキの基礎）や陸羽一三二號（現代のコシヒカリの系統につながる）と同一系統のものであり、内地の東京市場で爆発的な人気を獲得することに成功した。また臺中六十五號は品質優良であっただけでなく、中村のように短日感応が敏感でないので台湾全土に普及し、更に二期蓬莱米としても適するもの

であった。その後も、各地域の気候・土壌にあった相川とか高雄一〇號などの優良育成種を次々と開発して台湾農家に提供した。

次に総督府は 1931 年に等級制度の改正と標準米統一による銘柄の設定という、島内のサプライチェーン全体に大きな影響を与える政策を実施した。即ち、この台湾三部制（北・中・南部）による銘柄の合同と標準化は、蓬莱米の品質の差によって市場価格が決定されるという正米市場の価格機能を発動させ、サプライチェーンに関与する関係者の経済行動を大きく変化させることになった。例えば従来制度では、蓬莱米は品質に拘らず三等級扱いであったため糶米（良米に不合格品を混入したもの）を誘発し、「悪貨は良貨を駆逐する」の市場原理そのままに蓬莱米の評価を高めることができなかった。ところが品質によって適正な価格が市場によって担保されると、価格の高い高等級品と三等以下の品質別移出が自発的に開始されて事故米や糶米の問題は解決してしまった<sup>44</sup>。

台湾農家にとってこの新品種の登場は、生産地別による米のブランド化をも可能にする画期的なものであった<sup>45</sup>。また、これら三種の蓬莱品種（愛國・旭・臺中六十五號）はそれぞれ異なる生育期間を持っており、二期作目の丸糯米と組み合わせることによって幅広い米作経営を可能にした点も台湾農家にとって大きな利益になった。即ち台湾農家は、米作に関しては一期蓬莱品種と二期蓬莱品種、一期在來品種と二期在來品種、一期糯米品種と二期糯米品種の栽培品種の選択と組合せ、更に蓬莱米については早熟・中熟・晩熟の相違による品種選定と品質等級別（一等～五等、等外）の選定、それに加えて地域別（北・中・南部）及び産地別ブランド品種の選択と組合せの幅広い商品ポートフォリオの経営ができるようになった。

このような総督府主導の蓬莱米の急激な品種改良と品質管理制度は、内地のサプライチェーンにも大きな影響を与えることになった。従来、内地市場で「悪米の代名詞」とまで酷評された蓬莱米の評判は一気に上昇し、台湾米の定期米代用を叫ぶ必要もなく、内地米市場で先物売買の重要な銘柄として活発に取り引きされるようになったのである。

その理由は内地米市場では、各府県別産の銘柄数は多いが逆に銘柄単位の供給量は少ない特徴を持つため、多数の銘柄米の中から一定の標準米を定めて、その標準銘柄に対する格付によって交換する格付取引が行われていた。このような格付取引では、受け渡し時点においてその標準米以外の代用品を標準米との間で一定の格付けによって提供されるため、どの銘柄米が渡されるか不明であるという特徴を持つ。故に、品種の統一と等級整備によって特定銘柄米として蓬莱米ブランドが成立すると、朝鮮米より安い蓬莱米は内地の間屋やブローカーにとって格好の思惑差金売買できる銘柄取引の対象になったのである。その結果、蓬莱米の内地取扱量が激増し、対日移出の増加も実現した。即ち、米のようなハイリスクの穀物先物市場と調和的な政策を実施したところ、外地の総督府が内地のサプライチェーンにまで大きな影響力を及ぼした理由である。

しかも 1930 年代に入って米余りが顕在化すると、産地間競争は「収量から食味」の競争に移り、供給量に勝る朝鮮米や台湾米に対抗するため、内地農家はますます高品質・高価格米の生産に転換特化せざるを得なくなった<sup>46</sup>。そのため内地農家は市場で歓迎される食味・品質の良い等級の高い米を生産販売し、自家消費用として、外米に取って代わった安価な蓬莱米を需要するよ

うになり蓬莱米の対日移出は更に伸びることになった<sup>47</sup>。

#### 第4節 後期産業政策<sup>48</sup>：1939年～敗戦

しかし台湾米の黄金時代は長くは続かなかった。総督府の対日移出主導型とも言える経済開発は、朝鮮米と共に内地米作を圧迫して内地農村の窮状をもたらした。そのため日本政府は1921年以来の米穀法を1931年に改正して価格統制に入り、1933年には米穀統制法を公布してもならず、外地(台湾・朝鮮・満洲)に対して減反・粃貯蔵と対日移出抑制などを要請せざるを得ない状況にまで追いつめられることになった。

このような台湾米作の黄金時代と、その結果としての内地米作の圧迫の様子は図1からも見て取れる。朝鮮米と台湾米の合計移出量は1931年以降1000万石を越えていくが、それは全国の内地米の管外移動量にほぼ匹敵する量である<sup>49</sup>。内地米産地における府県の県外移出量は最多の新潟県ですら130万石前後に過ぎず、多数の銘柄を少量供給してきた内地農家ではとても立ち向かえる競争相手ではなかった。

日本政府は1931年の米穀法の改正(基準価格の設定)に続き、1933年の内外地同時豊作による米価の惨落を阻止するため同年11月に米穀統制法を施行して米価最低価格と最高価格の公定と季節による出回り数量の調整を目指した。しかしその結果、日本政府の買入は1200万石に達し、政府の財政負担と米穀需給調節特別会計の借入限度額は、2億7千万円(1929年3月)から11億5千万円(1934年9月)に激増した。この理由は、1933年の米穀統制法以来、政府公定価格は外地に適用されないため、内地の人為的な米価引き上げは内外地の価格差を生み、外地からの対日移出を急増させたためである。

故に外地米の移入は政治問題化し、当時の岡田啓介内閣総理大臣が米穀対策について諮問(1934年9月諮問～35年1月19日答申)した『米穀対策調査会議事録』(以下『調査会』)によれば、「朝鮮米及び臺灣米の調節に付て単に時価による買入のみの方法に依ることは、徒に国庫の負担を増大するばかりでなく、朝鮮米及び臺灣米の増産を招来する」と移入米の統制法案は衆議院でも貴族院でも「熾烈なる論議の対象」となった<sup>50</sup>。

また内地農家の反発も激しく、徹底した移入米管理を求めていた。そのため議員の中には、次のような主張すら展開する者もいた<sup>51</sup>。

○九番(俵委員)今日の米の問題は内地農村の対策であつて、之に付ては内地の財政も大に犠牲を払つて居るのでありますが、…外地米は財政上何等の犠牲を払はずして安全に且つ高価に販賣されて居る、自己の負担に依らずして其利益だけを収めて居るのであります、少しも財政上の苦悩に沈淪せずして其収益だけを納めつつあると云ふ今日の状態は、外地が寧ろ内地を搾取して居ると言ふことは出来ませんか

この米穀対策調査会にも委員として出席し、米穀生産費の問題や米の専売化に関して活発な政

策提言を行っていた河田嗣郎は、「朝鮮米の脅威」として「移入米の季節的圧倒によって内地米価が抑へられるのみならず生産費関係から、到底競争のでき難い地位に置かれてしまった。この意味に於て朝鮮米の増殖は今や内地米に対して最大脅威となってしまったのである」と明快に政府の政策を「間の抜けた」ものと非難している<sup>52</sup>。

このように帝国内分業の完成は内外地の生産コストの相違による内地農家の生産競争の敗北という結果になったが、内地農家を救済するために外地を犠牲にするといったことは容易に行うことができなかった。上述した強硬派の衆議院議員も外地米の統制は朝鮮を差別扱いすることになるという慎重論に配慮して、「此差別待遇がいけないと云ふのは朝鮮併合の趣旨からいけないと云ふのでありますが、私は当時朝鮮に在職して居りましたので、併合の趣旨は能く了解して居る積りであります」と前置きして先の発言をする必要があったほどである。

そのため日本政府も「総理大臣が本調査会に於ける当初の言明にもありました通り内外地を通じて公平の統制をすると云ふことを言われて居ったのでありますが、...内外地を差別的に扱わないと云ふことを大体の趣旨として作った訳であります」<sup>53</sup>という答弁を繰り返すことになった。

この帝国内分業完成後の米穀管理政策を更に複雑にしたのが、1937年に勃発した日中戦争である。この日中戦争以降、戦時徴用により農家労働力の中心であった壮年男子が徴兵、若年男子が軍需工場に動員され、農業用の牛馬も徴発されるようになって、もともと零細な規模の多い内地農家を苦しめることになった。また内地農家は食味の良い品種の栽培に多量の肥料と病害虫予防のための農薬を必要としていたが、戦争による肥料、農機具、農業薬剤の価格高騰と品不足が内地農家の経営を圧迫していった。

従って、日本政府は内地農家の窮状を救うための保護政策を打ち出す必要がある一方で、戦時体制における軍用米確保や食糧自給の必要性から外地の減反や代作を強制することもできず、台湾の米穀移出管理政策は迷走することになる。

当初、農林省の狙いは1933年の米穀統制法以来の悲願である内外地一元化による価格統制と外地米移入統制の実現であった。しかし1939年2月より始まった帝国議会の『第74回帝国議会臺灣米穀移出管理関係議事録』（以下『関係議事録』）を見ると、戦時食糧政策の観点から「米作を抑制する時代と云ふものは今日過ぎました」<sup>54</sup>という主張が質疑の冒頭から飛び出す始末で、政府側が答弁に苦慮している様子が伺われる。例えば、日本政府は次のような発言を繰り返して、この管理法案は外地の米作減産を目指したものではないと弁解に努めている<sup>55</sup>。

- 政府委員（寺田市正君）内地の農林省とも能く協議を盡しまして、さうして逐次米の増産を図ると云ふのが本案の趣旨でございますから、決して減産すると云ふ心配はないと思ふのであります、又是が為水利施設の改善や、開墾、干拓等の事業も積極的に施設を加へることになるのでありまして、作付け面積と云ふものは寧ろ拡大する、多くなる積もりなのであります
- 国務大臣（板垣征四郎君）只今の私に対する御質問は、軍需物資が却って減産をするのではないかと云ふやうな意味の御質問のやうに承りました、是は減産をしない、増加すると云ふことに付ては、只今拓務当局から答弁のあった通りであります

実は総督府官吏は、帝国内分業が完成する 1930 年代前半において、すでに米価安定のための介入は内外地同時に行わなければならないということは認識していたのである。例えば先の『會議録』の中で、台湾の地主側から総督府による市場への直接的な介入と統制を要望する意見に対する答弁からも明らかである<sup>56</sup>。

○横光幹事 米價調節の必要に就て御話しがりましたが是れは日本全体としての問題であると存じます

○武智委員 米價調節の如き臺灣だけで行ったことがありますか

○百濟委員 行って居りませぬ、臺灣だけで行っても効果はないのであります、之は全国的に統一した方法でやって行かなければ臺灣だけで行ると一時は高くなっても、又安くなるものでありまして矢張り他の方とバランスを取って実施しなければ、臺灣だけで人為的に吊上げてもちよっと効果はないと思ふのであります

即ち、総督府は朝鮮総督府や拓務省、軍部と連携して台湾米のサプライチェーンの既得権益を守れるだけ守ったと考えることができる。しかし日中戦争が勃発し 1938 年に国家総動員法が発動する事態に至り、総督府は拓務省の仲介により農林省の米穀統制一元化政策に譲歩せざるを得なくなった<sup>57</sup>。即ち、総督府は蓬莱米のサプライチェーンにおける対日移出米販売を農林省に委託することにし、ここに総督府による米穀管理政策の独立性は喪失した。しかし総督府はその代償として内地における蓬莱米の公平な扱いを保証してもらい、これ以降は内地及び戦時下帝国内ブロックで需要の多い砂糖・紅茶・アルコール・ガソリン用無水アルコール生産の拡大と輸移出、バナナやパイナップル、包装用の黄麻や紡績用の苧麻、及び製油工場向けの蓖麻などの代作と輸移出、及び養豚による精肉加工などを奨励して農家経営の多角化を図るという決断を下した<sup>58</sup>。更にこの臺灣米穀移出管理法は総督府に「臺灣米穀移出管理特別會計」を計上する機会を与えるものであり、移出米余剰金という新規歳入財源を手に入れることは悪い取引ではなかった<sup>59</sup>。

その結果、ついに 1939 年臺灣米移出管理令が公布され、正米市場は停止されて市場主義的な前期産業政策は終わり、統制経済体制の後期産業政策が開始されることになる。即ち、内地・台湾・朝鮮の米作の割当、米穀統制組合の設置による統制と割当、貯蔵の実施、米穀販売組合の設置による統制と割当販売の実施、統制対象の米穀に対する資金助成金交付、籾の共同貯蔵など、帝国内分業におけるサプライチェーンは価格統制に加えて数量統制によって大きく変質させられて敗戦を迎えることになる<sup>60</sup>。

なお、この時期のサプライチェーンは図 5 のようになる<sup>61</sup>。島内流通は従来のサプライチェーンを基本に土壟間を組織化して米穀を収集し、米穀配給組合を通して島内消費者に販売した。一方、対日移出用の米は総督府が設定する基準価格で納入組合を通して購入し、その後内地に移送されて、農林省の監督下にある委託業者によって内地米市場の統制価格で売却された。実際は、総督府の価格統制は台湾島内に限定され、更に対日移出用の蓬莱米や丸糯米などの基準価格の設定に関しては内地の指導や統制に縛られるようになった。

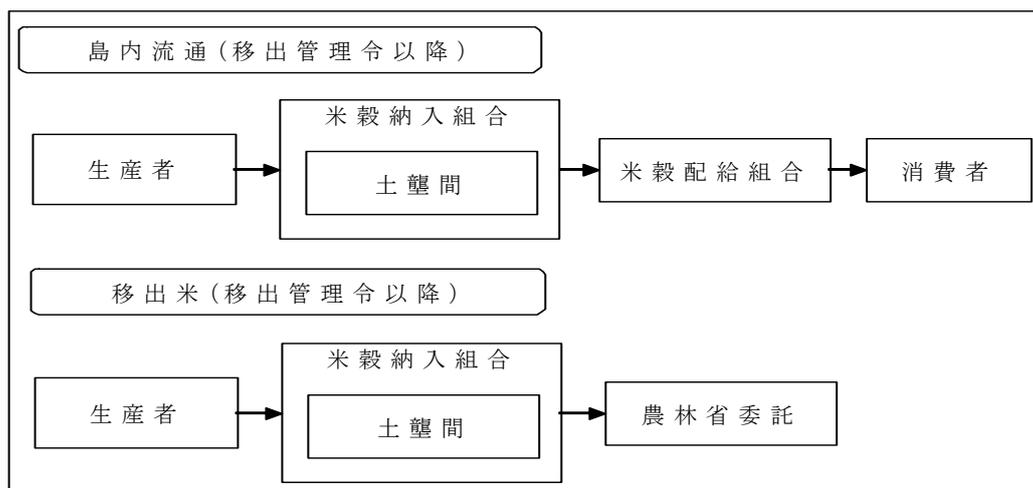


図5. 後期産業政策における米の島内サプライチェーンと移出米のサプライチェーン

## 第5節 総督府の政策評価と結論

日本統治期の台湾経済を分析するためサプライチェーンという経営学の理論を援用し、総督府の政策評価を行った。その結果は次のようにまとめることができる。①経済開発の初期段階におけるソフトとハードの社会資本整備が近代的市場の形成に与える多様な効果の確認、②政策担当側に資源制約のあるとき、②-1 組合結成による調停・監督費用の内部化、②-2 産業構造のボトルネックに資源を集中することの有効性、③リスクの視点から市場と政府の役割分担を明確にすることの重要性、④直接的な市場介入の失敗に対して市場補完的な経済政策の有効性、⑤農家や流通業者の経済的動機付けの必要性。とりわけ台湾農業の黄金時代を可能にした総督府の政策は、農家と流通業者の経済的動機と調和した市場補完的な経済施策が有効に機能した結果であると結論することができる。

以上の知見を基に総督府のサプライチェーンの管理政策を、①研究開発や教育啓蒙などソフトウェア資本整備、②ハードウェア資本整備、③生産部門、④島内流通部門、⑤内台流通部門の5つに分けて評価したものが表1である。

初期殖産政策の特徴は、島内サプライチェーンの生産部門と移出米の品質管理に集中し、ボトルネックであった台湾農家の米作の旧慣の是正と台湾米の品質向上に資源を集中した点である。その他の流通部門については資源制約とハイリスクのため、基本的に放任せざるを得なかった。前期産業政策は、蓬莱米の品種改良という技術革新と品質の標準化・等級制の施策が島内外のサプライチェーンに大きな影響を与えた。その結果、正米市場の価格機能が有効に働くようになり、生産者には多様な経営ポートフォリオを実現させ、中間流通業者にも大きな利益をもたらした。この初期殖産政策と前期産業政策において共通する経済政策のイデオロギーは、日本内地を重要な顧客にした台湾経済振興のための移出主導型の市場経済主義である。

一方、後期産業政策の特徴は、帝国内分業が完成した結果、総督府の台湾米サプライチェーン管理の独立性が失われ、既存のサプライチェーンを使った価格と数量の統制経済に変更した点で

ある。更に、内地農家を救済し自給自足を強調するために比較優位を持つ台湾の米生産と対日移出を制限することは、明らかに分業・貿易の経済理論に反して全体最適を損なう非効率な政策といえる。

以上、経営学のサプライチェーンの視点を使って台湾農業の発展と総督府の政策的介入の成功と失敗の要因を明らかにした。経営学や経済学の理論に基づいた分析は、従来の研究で主張された、日本内地の資本主義の発展段階に規定された台湾経済とか、総督府に一方的に搾取抑圧されて困窮した台湾農民という「仮説」とは明らかに異なる結論を導出することが理解されよう。

時期区分	初期殖産政策	前期産業政策	後期産業政策
ソフトウェア資本	有効	非常に有効	やや有効
ハードウェア資本	有効	非常に有効	有効
生産部門管理	有効	非常に有効	やや有効
島内流通部門	無力	有効	やや有効
内台流通部門	無力	有効	やや有効
管理の特徴	生産と移出部門の品質管理が中心で、その他の部門は資源制約のため放任	島内外のサプライチェーン全体に影響	既存のサプライチェーンに乗った生産移出統制・政策の独立性の喪失
最適化の正否	島内の部分最適	全体最適	分業の利益の喪失

表1. 総督府の政策評価

※ 本稿は、2005年6月に開催された日本台湾学会第7回学術大会（於天理大学）にて「台湾総督府の産業政策－米と茶の管理政策－」の分科会の第一報告「台湾総督府の米の管理政策」を加筆修正したものである。本稿の作成に対して本誌レフリー2名より懇切丁寧なコメントを頂いた。記して感謝したい。

## 注

- Porter, M.E., *Competitive Advantage*, (Free Press, 1985), *On Competition*, (Harvard Business Review Book, 1998). Goldratt, E.M. and J. Cox, *The Goal*, (North River Press, 1992).
- 矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』(岩波書店)、涂照彦『日本帝国主義下の台湾』(東京大学出版会、1975年)、隅谷三喜男・劉進慶・涂照彦『台湾の経済 典型 NIES の光と影』(東京大学出版会、1992年)等。
- 台湾農民の経済合理性については、中嶋航一「日本統治期台湾の経済開発の諸相：台湾農民の経済合理性」(2005年度アジア政経学会全国大会自由論題 於島根県立大学)にて、東畑精一の「単なる業主」論や「搾取抑圧された貧困農民」といったマルクス史観に対して批判を試みているので参照されたい。
- 日本中心主義の発想による「糖米相剋」問題を批判的に分析した、中嶋航一「日本帝国の食糧需給構造の分析－台湾の「糖米相剋」問題を中心に－」『アジア発展のカオス』(勁草書房、1997年)を参照。
- 台湾の経営文化についての概略は、中嶋航一「情報革命が迫る発展パラダイムの転換と台湾の経験」『転換期のアジア経済を学ぶ人のために』(西口章雄・朴一編、世界思想社、2000年)70-94頁を参照。
- 日本内地の米の需要と外地米・外米の関係については、中嶋航一「米の日本帝国内分業と外米依存

- の構造」（『社会経済史学』Vol. 64, No. 6, 1999年）1-31頁を参照。
- 7 外米の重要性を確認する上で最適な事例は、1918年前後における日本内地の米価高騰と米騒動である。従来の研究では第一次世界大戦による物価高騰を米価高騰に関連づけているが、英領インドとタイの米が同時期に大凶作に陥ったことこそ日本内地の投機的な売り惜しみ・買い占めによる米価高騰を引き起こしたと考えることができる。中嶋航一「日本帝国の食糧需給構造の分析—台湾の「糖米相剋」問題を中心に—」（前掲書）179-228頁を参照。
  - 8 図1のデータは、台湾総督府米穀局『台湾米穀要覧』、朝鮮総督府農林局『朝鮮米穀要覧』の各年版、及び『長期経済統計9 農林業』（梅村又次他著、東洋経済、1966年）を使用。
  - 9 総督府の米政策の時代区分については、初期殖産政策（1904年～1929年）は日露戦争から在來米の対日移出、蓬莱米の誕生とその対日移出の伸び悩み時期までとする。次に前期産業政策（1930年～1938年）は、1930年の『臺灣総督府臨時産業調査會會議録』の内容を一つの根拠に、30年代前半の蓬莱米の新品種開発や等級制の開始から1938年までとする。後期産業政策は1939年の台湾米移出管理令から敗戦までとする。
  - 10 詳細は、中嶋航一「日本統治期臺灣の産業開発政策」（帝塚山大学 Discussion Paper J-132、2002年）。また、臺灣総督府殖産局『殖産主任会議々事速記録』（1912年）、臺灣総督府『臨時産業調査會會議録』（1931年）、臺灣総督府『米穀対策調査會議事録』（1935年）、臺灣総督府『臺灣総督府臨時産業調査會會議録』（1938年）、臺灣総督府『第74回帝国議會 臺灣米穀移出官吏關係議事録』（1939年）等を利用。
  - 11 江夏英蔵『臺灣米研究』（臺灣米研究会、1930年）4頁に「清朝の康熙三十年から六十年に至る三十年の間に、七十有余の埤圳が開設せられ、乾隆の初年には水田五萬三千余甲に及び、...そして乾隆の末年には臺北平野は全く田園と化し、臺中平野の大部分も開拓せられ、嘉慶、咸豊年間には宜蘭平野の開拓となり、孰れも水利を有する所は水田となるに至ったのである」とある。筆者の江夏英蔵は台湾語が堪能で1922年より巨大台湾米商の瑞泰で米の取引実務に従事し、行主の許雨亭の支援を受けて台湾米の研究を行った人物である。なお康熙三十年とは1691年であり、乾隆の初年とは1735年前後のことである。
  - 12 川野重任『臺灣米穀經濟論』（有斐閣、1941年）8頁及び9頁の註二を参照した。
  - 13 もちろん台湾米の品質が劣っていると日本人が考えたのは、インディカ米とは食味や形が異なるジャポニカ米に慣れた日本人の食文化による評価に過ぎない。
  - 14 貝山好美「臺灣米四十年の回顧」（『臺灣時報』1935年1月號）28-29頁。また川野重任、前掲書、9頁、及び、臺灣総督府殖産局『臺灣米穀要覧』各年版参考。
  - 15 貝山好美、前掲書、26-38頁参考。
  - 16 この当時から米相場での思惑売買は隆盛を極め、松下幸之助の父親が米相場に失敗して和歌山の生家が困窮し、幸之助が小学校を四年でやめて火鉢店に丁稚奉公に出る話は有名である。
  - 17 Report for the Year 1905 on the Trade of North Formosa, (*Taiwan Political and Economic Reports 1861-1960*, ed. R. L. Jarman, no. 3646) p.8. 更に1905年には内地向け外米は高い関税をかけられたが台湾米はその対象から除外されたことも、台湾米の対日移出が増加した理由である。
  - 18 当時の台湾在來の米品種は、原住民族が持ち込んだマレー系品種（特に陸稲）から時代時代により大陸中国の様々な土地から移民と共に持ち込まれた水稻種が、台湾の南北・東西にわたって雑然と散在・土着化し、その数千数百種以上にのぼったという。磯永吉「臺灣産米の發達に就て」『台湾經濟叢書(1)』（1933年）76-77頁参考。
  - 19 ここでいう「赤米」は「異品種特に赤米、烏米、茶米云々」とあるので、白色以外の赤・黒・茶などの色をした米粒を指したと思われる。永井威三郎『米の歴史』（日本歴史新書、1959年）107頁、嵐嘉一『日本赤米考』（雄山閣、1974年）参照。
  - 20 臺灣総督府殖産局『臺灣米穀年鑑』（1923年）、8-9頁等を参照。
  - 21 川野重任、前掲書、14-15頁、及び注1と2。
  - 22 品種限定事業は「内地種である現在の蓬莱米栽培が確実に成功するまで、実に十七、八年の間、総督府を始め各廳及農會が全力を盡して此の米種改良事業に没頭した結果、在來種米の品種は僅かに二百余种に限定され」と、蓬莱米が栽培されるまでうまくいかなかった。貝山好美、前掲、30頁。
  - 23 臺灣総督府殖産局『本島米増殖計画ノ経過現況及将来』1925年等を参照。
  - 24 移出米については総督府による完全な品質管理のシステムが1920年代には構築された。島内搬出用米については完全に管理できていない。

- 
- 25 前掲『速記録』195頁。
  - 26 同上書、198-199頁。
  - 27 本文中の総督府の農業管理にとって重要な介入手段として、1908年の台湾農會規則（律令）發布を基にした各廳農會がある。なお、内地で農會法が制定された1899年の翌年、台湾で最初に農會が台北縣三角湧に設置されている。
  - 28 前掲『速記録』203-204頁。
  - 29 図3と4は、『臺灣米穀年鑑』（1923年）47-49頁、藤間五郎『臺灣ニ於ケル米穀事情調査』（1933年）195-196頁、森忠平「蓬萊米の取引」（『臺灣時報』1935年2月号）69-116頁等を参考に簡略化した。
  - 30 例えば内地が米騒動で大混乱している1919年の1月に、総督府は総督府令第七号を發布して台湾米の対日移出制限を命じている。その結果、母国日本からは政治的制裁を受けることはなかったが、市場からは強烈なしっぺ返しを受け面目丸つぶれの失態を曝すことになった。中嶋、前掲「日本統治期台湾の産業開発政策」29-31頁。
  - 31 この時期はまだ台湾人米商が移出業務に関して大きな実権を握っていたため、このとき設立された臺灣正米市場組合の理事長は台湾人の吳澄洪（和豊商行）であった。「臺灣正米市場組業務細則」（1924年）。(表紙等欠損のため出版所等不明)
  - 32 台湾米商の移出米取引の活躍と繁栄、そして没落については、江夏英蔵、前掲書、110-132頁に詳しい。従来、台湾米の対日移出は日本資本が独占（搾取）したかのように論じられてきたが、実際は移出業者の大半を占めていた台湾人米商（最盛期の移出米商256名のうち230名に及ぶ）が内地の米商と駆け引き・思惑売買を繰り返していたのが対日移出の実情であった。総督府の米政策が対症療法的な特徴を持つ理由は、このような台湾人米関係者の自由な経済活動をある程度まで許容・放任した結果、彼等の投機失敗と経営破綻が米及び金融市場に大きな障害を引き起こしたことに対する対応を後追いで迫られたからである。中嶋、前掲「日本統治期臺灣の産業開発政策」18-19頁を参考されたい。
  - 33 「産業」の文字が総督府関連の文書に出てくるのは、早い時期では1913年に發布された「臺灣産業組合規則」がある。
  - 34 この議論については、中嶋、前掲「米の日本帝国内分業と外米依存の構造」を参照されたい。
  - 35 朝鮮米が内地市場に流入した理由は、①価格が内地米に比べて安価でかつ美味であったこと、②朝鮮米は等級別の大量取引が可能で大消費市場の商品として適当であったこと、③取り扱い問屋の朝鮮米の利益率が良かったこと、④深川の鮮米協会のような機関が各地に設置されて宣伝と各種の取引上の便宜を図っていたこと、による。商工省事務局『商取引組織及系統に関する調査（米）』（1932年、25頁）。
  - 36 『會議録』11-12頁。
  - 37 辜頭榮については、辜頭榮翁伝記編纂會『辜頭榮翁伝』（1939年）を参照されたい。
  - 38 市場で高く取り引きされる蓬萊米の純系種の名前を偽って雑種化した品種を販売したり、栽培地の管理が不十分なために他品種が混生したりした。
  - 39 『會議録』24頁。
  - 40 大阪堂島米穀取引所の定期売買に使う米で、関東では武蔵三等米、関西では摂津三等米などを標準としていた。この蓬萊米の定期取引代用問題は、台湾農家や米関係者にとって最大の問題・関心事であり、故に辜頭榮のみならず林熊徴も、同時期、台湾に米穀取引所の設置を総督府に働きかけていた。
  - 41 当時の在來米では内地標準米の代用として採用されなかった苦い経験は、その後の新販路開拓に結びつき、台湾米商は北は北海道、満州、ウラジオストック、南は沖縄から大陸中国、南洋、フィリピン、更に北米バンクーバーまで販路を求めて奮闘努力することになった。また内地においては、各地の鉱山や紡績工場密集地域の労働者飯米としての消費の拡大に尽力した。その結果、朝鮮米の販路が阪神地域に限定されているのに対して、蓬萊米は全国にその販路を拡大した。江夏英蔵、前掲書、90-94頁参照。
  - 42 『米穀統制政策と米穀取引所の機能』（日本學術振興會第七冊、1936年9月）26-28頁参照。
  - 43 台湾米の対日移出は、内地農家と米商との激しい競争と利害対立の歴史でもあった。その理由は、内地凶作による米価高騰の利益を最も享受するのはこれら米商と内地米作農家であって、そこに格安の台湾米が大量に入ってきては困るからである。一方台湾側も移入制限反対運動を繰り返していた。

- た様子が、臺灣米移入制限反対期成同盟会『臺灣米移入制限反対運動の経過』（1932年）に詳しい。
- 44 その理由は、事故米の主役であった土壟間が、等級制の改正によって品質別の移出が大きな利益を獲得できると見るや、様々な改善運動を自発的に起こして農民が優良米を産出するよう働きかけたり、磯永吉の臼の改良奨励を即座に採用してゴムローラー式の粳摺りを全島で行うようになったからである。
  - 45 これら優良品種は新竹州の新竹愛國シリーズや、より細かい産地限定の苗栗郡の苑裡赤札米、桃園の臺中六十五號や愛國、臺中州草屯農倉米、新竹州中壠の赤札付きの愛國、員林赤札付きの特選米などのブランドを産み出し、また丸糯米も新竹州の八仙糯や鶯卵糯、士林北投の七星丸糯などは内地の糯米と同じ扱いを受けて内地市場で個別取引が行われるようになった。
  - 46 農林省も食味の良い品種を内地農家に奨励していた。
  - 47 もちろんブランド化した蓬莱米に加えて更に安価な在来米も、内地の困窮した農村や養蚕地帯の自家消費米として移出された。即ち、台湾農家は内地の米穀政策により何重にも利益を受けたのである。
  - 48 総督府は1939年より台湾米の対日移出を統制していくが、台湾の産業構造も転換期にあり、この年は工業生産額が農業生産額を初めて上回る年に当たる。『臺灣經濟年報』（東京國際日本協會、1943年版）「重要經濟統計」臺灣銀行調査部、4-11頁（「工産総額」の表の1939年データは632万円の誤り）。
  - 49 ちょうど1931年や34年は北海道と東北地方で大凶作が起こり、当該地域の農家の窮乏は悲惨の極みであった。しかし東北地方の産米の主要消費市場が東京であったため、内地米や朝鮮米より価格が低い蓬莱米が大挙して東京市場に入って東北産米に取って代わった。帝国内分業において「弱肉強食」の市場競争が貫徹していた好事例である。
  - 50 前掲『調査会』29頁。
  - 51 前掲『調査会』50頁。
  - 52 京都帝国大学経済学部教授であった河田嗣郎は、この時期は大阪商科大学学長（大阪市立大学）の任にあった。この議事録では、「第四十二 米穀生産費に関する問題」（703-709頁）で米価公定に対する巷間の批判を一蹴している。また河田嗣郎「米専売可否 行詰まれる「政策」（農林省米穀部『米穀専売資料』米穀資料第四號、1932年）47-65頁、河田が委員長としてまとめた『米穀統制政策と米穀取引所の機能』（日本学術振興会、1936年）も参考。
  - 53 前掲『調査会』22-30頁、525頁等。
  - 54 前掲『関係議事録』4頁。
  - 55 前掲『関係議事録』10-11頁。寺田は民政党衆議院議員、板垣は陸軍大臣である。
  - 56 顔國年の「米價は逐年低下して今や生産費を得ること甚だ遠く島民は均しく塗炭の苦を受くと雖、一朝凶年打続き産米著しく減収せば米價暴騰し一般民衆生活に脅威を感ずるに至るべし、故に一定の制度（貯蔵米補償、米買上げ、貯蔵、賣下等に関する法律制度）を設けて産米及米價の調節を計り」云々の要望に対する回答である。前掲『會議録』、25-26、52、60頁。
  - 57 総督府と農林省、及び拓務省は、1938年の臺灣重要産業調整委員会の開始（9月）前の7月末に三者協定を結んで利害調整をしたことが、前掲『関係議事録』34-36頁に明らかにされている。
  - 58 同上書、34-36頁。
  - 59 『臺灣經濟年報』（1942年版）によれば、移出管理特別会計予算額は、総督府特別会計の半分近くを占めるようになり、1942年度の米管特別会計よりの歳入は240万円（歳入総額約4億円の0.6%）、積立金受入は773万円（全体の1.8%）である。299-303頁。
  - 60 戦争による経済破壊と出征兵士の帰還にも拘らず、戦後日本では食糧不足による大飢餓が発生しなかったことは、帝国内分業成立後の内地の米供給能力（余剰）がいかに高かったかを示唆するものである。
  - 61 前掲『臺灣經濟年報』（1942年版）79-83頁。